

選択的夫婦別姓を求める要望書

法制審議会が 1996 年に民法改正を答申してから 24 年が過ぎました。この間、答申にあった婚外子相続分や再婚禁止期間、婚姻最低年齢の規定の改正が行われましたが、選択的夫婦別姓制度導入は未だに実現していません。

最高裁は 2015 年 12 月、夫婦同姓規定を合憲と判断し、議論を国会に委ねましたが、国会では、合憲判断を機に通称使用の拡大のみが進められ、民法改正に否定的な政府答弁が繰り返されています。こうした中、司法にもう一度期待して、2018 年に各地で夫婦別姓訴訟が提起されました。

今年の通常国会では、本会議の代表質問で選択的夫婦別姓が取り上げられるなど、法改正に向けた議論も活発化しています。

本日の院内集会において、野党党首をはじめ、与野党の多くの議員と市民が一堂に会し、家族法学者による解説や、選択的夫婦別姓を求める当事者の切実な訴えを共有しました。

私たちは、国会がこの集会での議論を正面から受け止め、早急に民法改正を実現するよう強く要望します。

2020 年 2 月 27 日

NPO 法人 m ネット・民法改正情報ネットワーク、日本弁護士連合会

賛同団体

m ネットまちだ、均等アクション 21、国民民主党、ジェンダーと制度研究会、ジェンダー平等をすすめる教育全国ネットワーク、社会民主党全国連合、シャキット富山 35、出版労連出版女性会議、女性差別撤廃条約実現アクション、スーパーすアライズ、全国女性税理士連盟、全国ユニオン女性委員会、選択的夫婦別姓を実現する会・富山、選択的夫婦別姓の会・富山（ななの会）、日本共産党ジェンダー平等委員会、日本キリスト教婦人矯風会、日本女性差別撤廃条約 N G O ネットワーク（ J N N C ）、日本女性法律家協会、日本婦人団体連合会、日本労働組合総連合会、八王子手をつなぐ女性の会、夫婦同姓・別姓選択制の早期実現を求める会・広島、夫婦別姓選択制の実現をめざす－あいち別姓の会、夫婦別姓選択制をすすめる会、ふえみん婦人民主クラブ、別姓訴訟を支える会、別姓を考える会、北京 J A C 、結の会